

人材確保等支援助成金 雇用管理制度助成コース

人材確保等支援助成金 雇用管理制度助成コース

概要

事業主が、雇用管理制度の導入等による雇用管理改善を行い、離職率の低下に取り組んだ場合に助成

受給額

目標定額助成 **57万円<72万円>**

※生産性要件を満たした場合は<>が総受給額となります。

受給要件

以下の措置を実施することが必要です。

① 雇用管理制度整備計画の認定

次の(1)～(5)の制度の導入の雇用管理制度整備計画を作成し、管轄の労働局の認定を受けること。

- (1) 評価・処遇制度
- (2) 研修制度
- (3) 健康づくり制度
- (4) メンター制度
- (5) 短時間正社員制度(保育事業主のみ)

人材確保等支援助成金 雇用管理制度助成コース

② 雇用管理制度の導入・実施

(1)の雇用管理制度整備計画に基づき、当該雇用管理制度整備計画の実施期間内に、雇用管理制度を導入・実施すること。

③ 離職率の低下目標の達成

(1)、(2)の実施の結果、雇用管理制度整備計画期間の終了から1年経過するまでの期間の離職率を、雇用管理制度整備計画を提出する前1年間の離職率よりも、下表に掲げる目標値(※)以上に低下させること。

※低下させる離職率の目標値は対象事業所における雇用保険一般被保険者数に応じて変わります。

対象事業所における雇用保険一般被保険者の人数区分	1～9人	10～29人	30～99人	100～299人	300人以上
低下させる離職率(目標値)	15%	10%	7%	5%	3%

人材確保等支援助成金
人事評価改善等助成コース

概要・受給額

目標達成助成 **80万円**

1年経過後に人事評価制度等の適切な運用を経て、生産性の向上、労働者の賃金の2%以上のアップ、離職率の低下に関する目標のすべてを達成した場合に支給される。

受給要件

- ・申請日の1年以上前から雇用保険・社会保険に加入している。
- ・週40時間以上勤務の正社員又は1年以上雇用見込の従業員がいる。

人材確保等支援助成金 人事評価改善等助成コース

受給のための
取り組み

制度整備助成

目標達成助成

① 人事評価制度等整備計画の認定

人事評価制度等整備計画を作成し、管轄の労働局の認定を受けること。

② 人事評価制度等の整備・実施

①の人事評価制度等整備計画に基づき、制度を整備し、実際に人事評価制等対象労働者に実施すること。

① 生産性の向上

人事評価制度等整備計画認定申請日の属する会計年度の前年度と
その3年後の会計年度を比較した生産性の伸びが6%以上であること。

② 賃金の増加

整備した人事評価制度等の適用を受けた人事評価制度等対象労働者の賃金の額が、「人事評価制度等の実施日の属する前月」と「人事評価制度等整備計画の認定申請日の3年後の日の直前の賃金支払日の属する月」の全員分の賃金総額を比較したときに2%以上増加していること等。

③ 離職率の低下

1の人事評価制度等の整備・実施の結果、人事評価制度等の実施日の翌日から起算して1年経過するまでの期間の離職率が、人事評価制度等整備計画を提出する前1年間の離職率よりも、下表に掲げる目標値(※)以上に低下させること。

※低下させる離職率の目標値は対象事業所における雇用保険一般被保険者数に応じて変わります。

※ただし、評価時離職率が30%以下となっていることが必要です。

対象事業所における雇用保険一般被保険者の人数規模区分	1～300人	301人以上
低下させる離職率ポイント	維持	1%ポイント以上

人材確保等支援助成金 人事評価改善等助成コース

受給までの の流れ

